

# 中国少数民族の人口研究序説

若林敬子

## 1. はじめに一訪中にあたっての問題意識

中国の人口問題を論じる時、ともすると漢民族中心の全国データをもって話をすすめがちである。だが現在の中国の状況を正しく把握し、問題を解明していこうとするなら、多民族国家としてうけとめ、少数民族についての理解も深めなくては片手落ちとなる。

広大な全中国の地域格差について、表1でみてみよう。1982年人口センサスの結果、81年の合計特殊出生率は、最小の上海市で1.316、最大の貴州省で4.355、第1子或多子率についても地域差は大きい。他方、一人あたり農工業生産額は、上海市が5,694元に比し、貴州省は356.9元と16分の1にすぎない。

出生性比で、107.0以上の高い地域は安徽省などの（上海市を除く）沿海の人口密度の高い、つまり漢族比率が高く、儒教思想の強い19省市であり、他方、107.0未満の出生性比の低い地域は、西北・青藏高原等の少数民族の居住比率が高い10省自治区に集中分布している（図1参照）。つまり後者は人口はわずかに17%程だが、面積は全中国の64%にもおよぶ人口密度の低い地域である。（よくいわれるように黒龍江省の愛琿から雲南省の騰衝に直線をひいてみると、東側は面積36%、人口96%、西側は面積64%、人口4%となる。）

これらチベット、青海、新疆、広西、寧夏、雲南、貴州、内モン古等の省自治区には少数民族が比較的多く居住し、人口動態、婚姻様式も多種多様であり、82年人口センサスの結果きわめて特異な数値を示すことが明らかになりつつある。経済開放体制は沿岸域を出発拠点として進められてきたが、なお一層の近代化を今後進行しようとするならば、その視点は中部から辺境西部へと広げられていかなければならないことは必須であろう。少数民族の人口をめぐる、婚姻・家族構造をふくむ社会学的研究への問題意識は筆者の1987年9月-10月の訪中（雲南・四川・甘肅・青海・内モン古）を機会に、若干の序説的検討を行ってみる機会を与えてくれた。

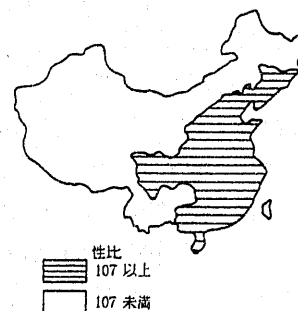
本稿は訪中にあたり、中国社会科学院外事局等多くの協力を得たので、その感謝の念も背景にして、素材提供的段階ではあるが、あえて一応の整理をここで試みたい。

## 2. 少数民族人口事情・居住分布

少数民族の人口は、比率でこそ全国人口の6.7%にすぎないが、中国の国家統合・安全保障にとって極めて重要な意味をもっている。

その第1は、国境地帯の9割は少数民族の居住地であるという戦略的理由（陸上だけでも11カ国と国境を接す）。第2は資源上貴重な戦略エネルギーの宝庫。第3は人口上の理由で、漢族の膨大な過剰人口を吸収する大きな潜在的可能性を有す——この点は従来からの意味あいに加え、費孝通の近年の理論からみても、小城镇とならんで人口問題解決の方途として、少数民族地区・辺境開発論が指摘

図1 1981年出生性比の地理分布



注) 表1の中の人口センサス結果を地図にしたもの

されている<sup>1)</sup>。

国家は統合をより強化しようとするし、他方少数民族の側からすれば、民族の自治・自主権の要求となり、両者は基本的に衝突する。これまでも内蒙古、新疆、チベット等で、開発の失敗や民族的自治権をめぐる紛争が生じてきた。カザフ族、蒙古族などの民族が国境を越えて分断されていることなど、民族問題が国家間の紛争に連動することも多い。民族は政情によって国境ぞいを自由に移動することも多く、その数を正確に把握することは困難である。北京政府にとって常に少数民族問題は、アキレス鍵ともいえる複雑な問題の根を、歴史的にひきずりもってきているといっても過言ではない。

新中国に統合された当初、35民族、3600万人余が識別されていた。その社会状況は漢族地区より一層後進的であり「封建的土地所有制度下のもの3000万人、封建農奴制度400万人、奴隷制をいまだ残している100万人、原始共産制の残る社会60万人」<sup>2)</sup>であったといわれる。

1949—57年は漸進的民族政策、58—59年の民族工作の左傾化、60—62年の軌道修正、62—77年文革期の民族固有問題の否定、78年12月の三中全会後ようやく民族工作の回復という曲折をたどる。50年代後半—60年初頭に民族識別工作が精力的に行われ、民族数は53年に41民族、64年に53民族、82年に55民族と増大したが、なお識別されていない民族人口が、87.9万人いるのを忘れてはならない。

表2でみるように82年人口センサスの結果、中国の主要民族である漢族を除く少数民族の総人口は6723万人、全人口の6.7%（87年7月の中間センサスでは8%に上昇）。55民族の中で最大の少数民族は広西自治区に住む壮族で1338万人、最小は黒龍江省に住む赫哲（ホーチョ）族の1,476人。100万人以上が15民族、10～100万人13、1万～10万18、1万未満9と、人口規模においてかなりのバラツキがある。

人口100万人以上の少数民族15の人口増減をみると、蔵族が1953—64年の間に277.56万人から250.1万人へと10%の絶対減がみられるのに注視（チベット族は8世紀後半500～600万人が、1953年に277万人へと100年間に50%減、1959年の動乱で死亡者と亡命者がかなりに達することは後述のとおり。）、82年には387.01万人へ、30年間に39.4%の増加にとどまるが、他は大方、朝鮮族の57.4%から蒙古族の133.2%の増大の間に位置している。1953年に3,532.0万人、6.06%が、64年の3,988.4万人5.78%へと、漢民族が53—64年に年平均1.59%の増加に比し、1.11%にすぎなかったが、64—82年間には逆転し、漢族の平均2.04%増加に比し、少数民族は2.94%の増加となっている。とりわけ、78年の5,580万人から82年の6,723万人へと、その急増が著しい。その要因については後に特筆しよう。

それではこれら少数民族の居住状況の特色はどうか。(1)広大な全中国の62.6%の広さに散在し、漢族等他民族と複雑に雑居していること。既述したように、(2)1000万人をこす大民族・壮族から1000人強の少数民族・赫哲族まで多様であること。さらに(3)中国独特の自治を与えられた保護区域に「民族区域自治」があること。(4)だがそこにおいても多くの場合、少数民族は依然少数者であることの方が多い。

1) 費孝通の小城鎮理論については、拙稿「費孝通と小城鎮調査」、アジア人口開発協会、『人口と開発』、No. 23、1988年1月。辺境開発論については、とりあえず以下の新書を参考のこと。

・費孝通学術指導・斯平主編、『開発辺区与三力支辺—開発内蒙古与三力支辺調査報告和論文選集』、内蒙古出版社、1986年12月。

・費孝通、『辺区開発四題』、浙江人民出版社、1987年2月。

・費孝通、『辺区開発与社会調査』、天津人民出版社、1987年3月。

・費孝通、『沿海六行』、江蘇人民出版社、1987年8月。

2) (1) 地主的土地所有が主導的のところ（壮族、朝鮮族、回族地区、ウイグル族やモンゴル族の農業区）は漢族地区とほぼ同ペースで民主主義改革から社会主義改造へ、(2) 農奴制や奴隷制を保持した地区（チベット族、傣族、一部彝族地区）はペースを遅らせ、(3) 原始共産制の残るところ（雲南の辺境など）では国家の強い援助と指導の下に互助合作段階を経て直接社会主義に移行する方式をとり、ペースも他より大幅に遅れる。毛里和子、「中国の少数民族問題」、日本国際政治学会編、『国際政治』、65号、1980. 11。

表1 1981年の省・市・自治区別合計特殊出生率・一人あたり農工業生産額・出生性比・少数民族の人口比

地区別	合計特殊出生率	第一子率(%)	第二子率(%)	多子率(第三子以上%)	一人あたり農工業生産額(元)	出生性比(女=100)	少数民族の人口比(%)
28の省・市・自治区平均	2.584	47.30	25.67	27.03	(757)	108.47	6.70
1. 上海市	1.316	87.04	12.03	0.93	5,694.4	105.4	0.42
2. 北京市	1.589	85.11	12.02	2.87	2,704.6	107.0	3.49
3. 天津市	1.645	78.54	16.17	5.29	3,002.1	107.7	2.11
4. 遼寧省	1.773	71.48	19.20	9.32	1,587.3	107.1	8.14
5. 吉林省	1.842	60.16	25.25	14.59	907.0	107.8	8.10
6. 浙江省	1.982	54.08	26.83	19.08	947.3	108.8	0.40
7. 黒龍江省	2.062	54.10	26.74	19.16	1,114.8	106.9	4.93
8. 江蘇省	2.076	61.11	26.09	12.80	1,218.2	107.9	0.18
9. 山東省	2.104	60.56	24.54	14.90	797.5	109.9	0.55
10. 山西省	2.385	47.74	27.78	24.48	779.8	109.3	0.25
11. 陝西省	2.394	49.64	26.27	24.09	609.8	109.2	0.46
12. 四川省	2.434	56.56	24.15	19.29	536.2	107.9	3.67
13. 湖北省	2.445	50.29	27.70	22.01	857.2	107.0	3.72
14. 内蒙古自治区	2.621	44.19	26.44	29.37	606.5	106.8	15.55
15. 河北省	2.650	52.27	27.50	20.23	689.1	108.2	1.61
16. 河南省	2.651	44.55	27.85	27.60	519.5	110.3	1.07
17. 福建省	2.717	40.94	29.99	29.07	579.8	108.6	0.96
18. 甘肅省	2.728	43.35	24.88	31.77	576.2	106.3	7.92
19. 江西省	2.790	36.62	28.19	35.19	555.4	107.9	0.07
20. 安徽省	2.799	37.40	28.56	34.04	543.8	112.5	0.53
21. 湖南省	2.833	43.26	30.81	25.93	628.3	109.5	4.06
22. 広東省	3.283	36.96	27.92	35.12	699.3	110.5	1.79
23. 雲南省	3.814	28.30	22.71	48.99	445.3	106.2	31.70
24. 新疆ウイグル自治区	3.883	27.14	18.15	54.71	636.9	106.1	59.59
25. 青海省	3.927	26.63	19.79	53.58	587.9	106.2	39.42
26. 広西チワン族自治区	4.103	31.10	23.89	45.01	477.3	110.7	38.26
27. 寧夏回族自治区	4.120	30.37	20.51	49.12	561.6	106.2	31.94
28. 貴州省	4.355	23.91	20.35	55.74	356.9	106.8	26.01
29. チベット自治区	-	-	-	-	(398)	101.3	95.15

出所) 1982年人口センサス結果, 『経済日報』83年12月13日. 一人あたり農工業生産額は劉錚「中国人口的变化(1949~82)」, PP.23-4より. なお全国とチベットについては『北京周報』82年8月17日No.33より追加. 出生性比は谷祖善「出生性別比的地理分布」『人口研究』84年6期, P.50より. チベット自治区は出産力調査を行っていない.

若林敬子編集・解説『中国の人口問題研究に関する最近の基本資料』厚生省人口問題研究所研究資料No.237, 1985年9月, P.193.

表2 少数民族の人口推移と文盲・半文盲率

民族名	おもな居住地区	人				1953年人口を100とした82年の指数	12歳以上文盲・半文盲率(%)		
		1953年 万人	1964年 人	1978年 万人	1982年 人		計	男	女
チワン族 (壮) 族	広西チワン族自治区 (92.0%)	696.0	8,386,140	1,209.0	13,378,162	192.2	31.36	15.73	46.97
回ウイグル族 (維吾爾) 族	寧夏回族自治区 (17.2%)	356.0	4,473,147	649.0	7,219,352	202.8	41.22	29.73	53.01
イミヤオ族 (彝) 族	新疆ウイグル自治区 (99.9%)	364.0	3,996,311	548.0	5,957,112	163.7	42.12	38.70	45.76
ミャオ族 (苗) 族	雲南省 (62.3%)	325.0	3,380,960	485.0	5,453,448	167.8	61.56	45.68	77.64
満族	貴州省 (52.0%)	251.0	2,782,088	392.0	5,030,897	200.4	58.02	39.48	77.48
チベット族 (藏) 族	遼寧省 (46.5%)	242.0	2,695,675	265.0	4,299,159	177.7	17.03	11.78	23.27
チベット古族 (藏) 族	チベット自治区 (45.7%)	277.0	2,501,174	345.0	3,870,068	139.7	74.83	61.39	87.22
蒙古族 (土家) 族	内モンゴル自治区 (72.2%)	146.0	1,965,766	266.0	3,411,657	233.7	28.55	21.09	36.65
トウチヤ族 (土家) 族	湖北省 (52.8%)	59.0	524,755	77.0	2,832,743	480.0	33.41	19.93	48.19
アプイ族 (布依) 族	貴州省 (99.2%)	125.0	1,348,055	172.0	2,120,469	169.6	55.79	33.78	77.76
朝鮮族	吉林省 (62.6%)	112.0	1,339,569	168.0	1,763,870	157.5	10.45	4.67	15.99
トン族 (侗) 族	貴州省 (59.3%)	71.0	836,123	111.0	1,425,100	200.7	44.56	25.45	65.64
トウオ族 (瑤) 族	広西チワン族自治区 (60.6%)	67.0	857,265	124.0	1,402,676	209.4	47.73	31.55	64.77
ペー族 (白) 族	雲南省 (99.0%)	57.0	706,623	105.0	1,131,124	198.4	40.76	20.35	60.70
ハニ族 (哈尼) 族	雲南省 (99.9%)	48.0	628,727	96.0	1,058,836	220.6	70.05	56.25	84.15
カザク族 (哈薩克) 族	新疆ウイグル自治区 (99.7%)	50.9	491,637	80.0	907,582	178.3	22.14	16.76	27.88
タリ族 (傣) 族	雲南省 (99.6%)	47.0	535,389	76.0	839,797	178.7	57.19	45.07	69.12
リー族 (黎) 族	広東省 (91.2%)	36.0	438,813	68.0	817,562	227.1	41.49	27.40	55.65
リース族 (傈僳) 族	雲南省 (97.1%)	31.7	270,628	47.0	480,960	151.7	71.92	58.55	85.09
シエ族 (畲) 族	福建省 (55.8%) 浙江省 (40.7%)	21.9	234,167	33.0	368,832	168.4	51.47	35.17	70.37
ラフ族 (拉祜) 族	雲南省 (100.0%)	13.9	191,241	37.0	304,174	218.8	82.31	77.71	86.98
ワ族 (佤) 族	雲南省 (100.0%)	28.6	200,272	26.0	298,591	104.4	68.61	58.67	78.61
シユ族 (水) 族	雲南省 (95.3%)	13.3	156,099	23.0	286,487	215.4	61.63	38.69	85.78
トン族 (東郷) 族	甘粛省 (83.6%)	15.5	147,443	19.0	279,397	186.7	86.91	77.92	96.41
ナシ族 (納西) 族	雲南省 (94.4%)	14.3	156,796	23.0	245,154	171.4	38.10	23.82	52.62
トウ族 (土) 族	青海省 (84.4%)	5.3	77,349	12.0	159,426	300.8	60.17	42.04	79.47
キルギス族 (柯爾克孜) 族	新疆ウイグル自治区 (99.7%)	7.0	70,151	9.7	113,999	162.9	41.09	31.98	50.64
チヤン族 (羌) 族	四川省 (100.0%)	3.5	49,105	8.5	102,768	293.6	50.69	32.87	68.46

ダール(達斡爾)族	4.4	63,394	7.8	94,014	213.7	18.45	15.91	21.19
ジンボ(景頗)族	10.0	57,762	88.3	93,008	93.0	63.02	54.39	70.82
モラオ(佤)族	4.3	52,819	7.3	90,426	210.3	34.67	18.61	50.41
シボ(錫伯)族	1.9	33,438	4.4	83,629	440.2	10.97	7.38	15.39
サラ(撒拉)族	3.0	34,664	5.6	69,102	230.3	72.04	51.54	93.91
プーラ(布朗)族	3.5	39,411	5.2	58,476	167.1	71.50	61.84	81.38
コラ(仫佬)族	2.0	26,852	2.6	53,802	269.0	54.95	37.29	74.10
マオ(毛難)族	1.8	22,382	3.1	38,135	211.9	31.34	20.00	42.33
タナ(塔吉克)族	1.4	16,236	2.2	26,503	189.3	42.83	33.09	54.13
タジク(塔吉克)族	1.2	14,298	2.2	24,237	202.0	60.27	42.38	79.04
プミ(普米)族	1.2	15,047	1.9	23,166	193.1	65.92	58.54	72.74
ス(怒)族	1.7	12,032	1.8	20,441	120.2	59.83	41.98	77.42
アチャ(阿昌)族	0.62	9,681	1.3	19,343	312.0	16.27	13.00	19.93
オウク(鄂温克)族	1.3	7,717	0.75	12,453	95.8	19.58	17.25	21.93
ウズベク(烏孜别克)族	0.29	7,261	1.0	12,295	424.0	72.92	60.27	86.63
パラウ(崩竜)族	0.43	4,293	0.54	11,995	278.9	36.87	17.11	52.42
ジン(京)族	—	—	1.0	11,974	—	53.74	44.92	61.37
ジスオ(基諾)族	0.38	5,717	0.88	10,569	278.1	37.33	20.72	54.00
ユク(裕固)族	0.49	5,125	0.68	9,027	184.2	74.06	55.74	93.16
パオ(保安)族	—	3,809	約 4.0	6,248	—	43.84	28.57	57.89
メソ(門巴)族	0.24	3,090	0.41	4,682	195.1	49.27	43.56	57.66
トロン(独竜)族	0.22	2,709	0.32	4,132	187.8	22.60	22.97	22.22
オロチョン(鄂倫春)族	0.69	2,294	0.29	4,127	59.8	8.97	7.59	10.53
タター(塔塔爾)族	2.2	1,326	0.06	2,935	13.3	15.00	5.48	19.73
ロシア(俄羅斯)族	—	—	約 20.0	2,065	—	82.43	82.86	82.05
カオシヤン(高山)族	約 20.0	366	約 30.0	1,549	0.8	24.46	13.33	37.50
ホーチ(赫哲)族	0.045	718	0.08	1,476	328.0	14.29	—	25.93
まだ識別されていない民族		32,411		879,201		60.90	40.49	82.07
計	3,552	3,999万人	5,580	6,723万人	189.3	42.63	29.71	55.97

注) おもな居住地区の%はその少数民族全人口に対する地区居住人口の割合。

出所) 1978年を除いて各人口センサス結果.なお文盲・半文盲の値および語言文字と宗教信仰(ここでは省略)は,王国棟『民族問題状況』寧夏人民出版社,1980年10月が参考になる.パラワン(崩竜)族は85年9月17日徳昂族と改称。

若林敏子「新しい中国人口統計の周辺—1982年人口センサス結果を中心に」日本国際問題研究所『共産主義と国際政治』1984年6月,PP.80-81.

中国の民族政策の根幹をなす「民族区域自治法」が1984年5月に制定され、国家の統一的指導のもとに、各少数民族の集中居住地域が区域自治を実施している。1986年末現在、5自治区、31自治州、94自治県、計130、さらに区域自治権をもたない約800の民族郷がある。その面積は約611.5万km<sup>2</sup>、全中国960万km<sup>2</sup>の63.7%。その居住人口は約1億3929万人(12.4%)、内少数民族は6072万人(全体の43.6%)に達する。それ以外の少数民族約1800万人は、自治地方以外の漢族と雑散居しており、民族自治権をもっていないことになる。

この84年法44条には「民族自治地方の自治機関は、法律の規定に基づき、当該地方の実情を考慮して計画出産の実施方法を定める」とある。法定結婚年齢の2歳ひき下げや、計画出産の弾力ある規定は、後に詳述するとおりである。

人口300万人以上の8民族の地域分布をみると(表3)、集居度が高いのは、ウイグル族、回族、蒙古族であり、自民族の自治区に7割以上が集居している。他方彝族、苗族、満族は自らの自治区をもたずに散居している。回族は最も散居度が高く、寧夏・甘肅を主としつつ、全中国の2,310市県に住み、漢族との雑居・“同化度”も高い。蒙古・満族も類似している。

表3 人口300万以上少数民族の集居状況

民族	人口(人)	自治区居住人口比(%)	その他地区への散居比(%)
チュアン族	13,441,990	(広西) 92.0	雲南6.7
回族	7,207,773	(寧夏) 17.2	甘肅14.0, 河南10.3, 河北5.8
ウイグル族	5,917,030	(新疆) 99.9	
彝族	5,492,330	自治区なし	雲南62.3, 四川27.4, 貴州10.1
ミャオ族	5,017,260	自治区なし	貴州52.0, 湖南15.2, 雲南14.7
満族	4,299,950	自治区なし	遼寧46.5, 黒竜江21.2, 吉林12.0
チベット族	3,821,950	(西藏) 45.7	四川24.1, 青海19.7
蒙古族	3,402,200	(内蒙古) 72.2	遼寧13.2, 新疆3.2, 吉林3.1

(出所) 1982年人口センサス結果より。

自治地方においても、少数民族の多くが少数派であることが中国の特色である。少数民族の人口が5%以上を占める一級行政区は表4でみるように11ある。自治区で当該少数民族が絶対的多数を占めるのはチベット自治区のみで、新疆ウイグルでも12の少数民族をあわせ、かろうじて全体の6割、寧夏や広西でもそこでの主要少数民族(回族や壮族)が全人口の3割強にしかすぎず、漢族比の方が高い。内モンゴル自治区でも蒙古族はわずか12.9%にすぎなくなっている。蒙古族全人口からみれば中国領土内の350万人中240万人が内モンゴル自治区に、110万は他省に、モンゴル人民共和国に約180万人、ソ連領のブリヤート共和国に80万人と、3カ国にまたがって居住している。

新疆ウイグル自治区については、表5でみるように人口構成が1950—60年代にかけて大変化した。漢族が増大したのは、新疆の開発、戦略資源開発、国境の安全保障目的の大量の移住が移民・生産建設兵団として進められた。その人口は一説に新疆には57—63年に280万人、内モンゴルには56—62年に200万人、69—70年に100万人以上ともいわれている。

なお青海省玉樹蔵族自治県を例にとると、多数の漢族移住が辺境開拓のためおこられ、畑作化が試みられたが、あまりの苛酷な条件の中で成果をあげられず失退したという歴史がある。この漢族の大規模な移住は、海拔3,500mという青藏高原では漢族による農耕は適合できず、厳しい自然条件と永年の蔵族の遊牧生態の前に撤退せざるをえなかったことを意味する。他方新疆では、同表5でみるように漢族の人口膨張、党政府の指導者としての“進出”にウイグル族との人口比率の逆転現象を生み、漢族の支配に対する危機意識を発生させる土壌となっていたのである。

以上の諸点に加え、少数民族自治地方は人口では12.4%を占めつつ、工農業生産額はわずか6.7%、

一人あたりにして全国水準の55%の低さにとどめるといふ経済的後進性、さらには表2でみたように文盲・半文盲率の高さという学歴・識字率の文化的後進性もかさなりあう。

自然的・歴史的・民族的・宗教的特殊性を充分認識した上で、経済的・文化的後進の克服・様々な抜本的措置が今後たてられていかなければならない。沿岸経済特区開発を一段階終えて、いまようやく中部・辺境開発への眼が集まろうとする中で、少数民族人口の総合的研究が国家の七・五計画の中に位置づけられるという時期をむかえたのである。

### 3. 少数民族人口の19

#### 78年以降の急増要因

漢族が70年代以降、出生率を低下させていく一方で少数民族のそれはよりゆるやかであり、両者の差は拡大している(表6・7参照)。年齢別出生率を

みても、その出生ピークの山は、図2・3のように漢族と大差があり、都市・農村別初婚年齢をみても厳然たる差をもっている。なお少数民族は、20.96歳、漢族は22.81歳(表8参照)。又表9・10をみても民族によっても、又同民族においても居住地域によって出生率に差のあることを注視する必要がある。

このように少数民族の人口増加が高いのには、少数民族地方での経済発展、文化、医学衛生条件が改善され、乳児死亡率・年齢別死亡率が大幅に低下したこと、解放前封建的婚姻制度の圧迫により、従来結婚できなかった階層の結婚・出産ブームなどがあろう。また70年代からはじまった漢族への計画出産政策が少数民族に対して極めて寛容で、特に79年以降の一人っ子政策が実際上は対象外とされ

表4 自治区・省の少数民族

省市自治区	総人口 (人)	少数民族比 (%)	主要少数民族の比率 (%)
内蒙古自治区	19,274,279	15.5	蒙12.9, 回0.9, 満1.2, ダフル0.3, エベンキ0.1
(ウイグル) 新疆自治区	13,081,681	59.6	ウイグル45.5, カザク6.9, 回4.4, 蒙0.9, キルギス0.9
(チュアン) 広西自治区	34,420,960	38.3	チュアン33.9, ヤオ2.4, ミヤオ0.9, トン0.6, モラオ0.7
(回族) 寧夏自治区	3,895,578	31.9	回31.7, 満0.2, ……
西藏自治区	1,892,393	95.2	チベット94.4, モンバ0.3, ロッパ0.1, ……
青海省	3,895,706	39.4	チベット19.4, 回13.7, 土3.3, サラ1.6, 蒙1.3, ……
雲南省	32,553,817	31.7	イ10.3, バイ3.4, ハニ3.3, チュアン2.7, タイ2.6, ……
貴州省	28,552,997	26	ミヤオ9.1, プイ7.4, トン2.9, イ1.9, 水0.9, ……
遼寧省	35,721,693	8.1	満5.6, 蒙1.2, 回0.6, 朝鮮0.5, シボ0.1, ……
吉林省	22,560,053	8.1	朝鮮4.9, 満2.3, 回0.5, 蒙0.4, ……
甘肅省	19,569,261	7.9	回4.9, チベット1.6, トンシアン1.2, 土0.1, ……

注) 少数民族が全人口の5%以上を占める省・自治区のみ  
出所) 1982年センサス結果より。

表5 新疆地方民族構成の変化状況

年次	総人口 (万人)	漢族 (%)	ウイグル 族 (%)	カザク族 (%)	回族 (%)	キルギス 族 (%)	蒙古族 (%)	その他 (%)
1949年	433.34	6.7	75.9	10.2	2.8	1.5	1.2	1.7
59年	648.98	24.9	61.3	8.0	2.8	1.1	1.0	0.9
65年	789.10	34.9	52.1	6.6	3.6	0.9	0.9	1.0
73年	1,089.08	41.3	45.9	6.4	4.0	0.8	0.9	0.7
80年	1,283.24	41.4	44.9	6.8	4.4	0.8	0.9	0.8
81年	1,303.05	41.1	45.1	6.9	4.4	0.8	0.9	0.8
83年	1,333.30	40.3	45.5	7.0	4.4	0.9	0.9	1.0

注) その他の中には、ロシア族、シボ族、ウズベク族、タタール族、ダフー族、満族、その他が含まれる。  
毛里和子「中国の少数民族人口事情」総務庁統計局国勢統計課『中国人口統計研究論集—昭和59年度中国統計研究会報告』昭和60年10月、P. 77を参照。

表6 各センサス少数民族の人口変化

民族	1953年7月 (万人)	1964年7月 (万人)	1953~64年 年平均人口 増加率 (%)	1982年7月 (万人)	1964~82年 年平均人口 増加率 (%)	1953~82年 年平均人口 増加率 (%)
全国人口	57,960.3	69,122.0		100,393.7		1.91
漢民族	54,428.3	65,129.6	1.59	93,670.4	2.04	1.87
少数民族	3,532.0	3,988.4	1.11	6,723.3	2.94	2.24
全人口中の 少数民族%	6.06	5.78		6.70		

出所) 各人口センサス結果より。

ているためもある。

しかしそれだけでは、78年以降82年に5580万から6723万人へ4年間に1143万人、年平均4.77%も増加したことを説明することはできない。つまり単純試算しても、主要な増加要因は人口の自然増加率というよりは、600万人程が非自然増加したと考えられる。(自然増加率を延長させると6100万人となり、612万程多い)

1978年の三中全会以降の、少数民族政策の変更による漢族より相対的増加率の高い要因は、各氏からのヒアリング<sup>3)</sup>を総合すると次のように整理することができる。第1は計画出産の実行の有無。少数民族に第2子、場合により3子以上の出産が認可・黙認されていること—出生数の相異と法定結婚

3) 少数民族の人口・婚姻についてのヒアリングは、主として以下の方々による。

- ・中央民族学院・民族研究所(王輔仁所長, 陳永齡)
- ・雲南民族学院・民族研究所(李力院長, 刀世勳, 王敬驪)
- ・四川民族研究所(王瑞玉)
- ・甘肅省計画生育委員会(庄嚴副主任)
- ・北京経済学院人口経済研究所(張天路)
- ・中国社会科学院人口研究所(熊郁)



年齢の2歳引下げ。第2は漢族と少数民族との結婚が増えているが、そこに生まれた子供は大部分少数民族をなめるため。その理由は少数民族への優遇政策が78年以降進められ、実質的に差別から彼らの政治的・社会的・経済的地位の向上、自主権の拡大が図られてきたことによる。具体的には、(イ)計画出産の緩和制限がないことに加え、(ロ)上級学校への進学時の点数が配慮され、有利にとりかはられる(たとえば漢族が400点必要なら380点で合格)、(ハ)寄宿料や奨学金(漢族が月22元なら24元)、(ニ)就職しやすく幹部にもなりやすい、(ホ)経済的に手あつい手当の支給—肉購入など証明書をもっていくと入取しやすい、(ヘ)裁判においても自民族語の通訳を要求できる。

第3は、従来少数民族であることは軽蔑され、はずかしいと受けとめられていたために出自を隠し、漢族として隠れていた少数民族が、正式に集団的に表明申告したためによる増加である。ちなみに中国では民族名は自己申告制であるために、漢族と少数民族の間の子は18歳までは親が、これ以降は子供自身が民族を選択して申告する。

さらには伝統的に同民族内の結婚しか許されていなかった一部民族が、婚姻法による近親結婚の禁止や慣習の打破により、異民族間の結婚=「通婚」が増大し、絶滅直前の民族の先細り状況にあったのを優生学的に救ったという事例も一部にみられる。

鄂倫春(オロチョン)族は1915—17年4111人が、1945年2000人余。赫哲(ホーチョ)族は1661年約1.2万人、1930年1980余人、1945年300人余と民族絶滅の危機が歴史的にあった。

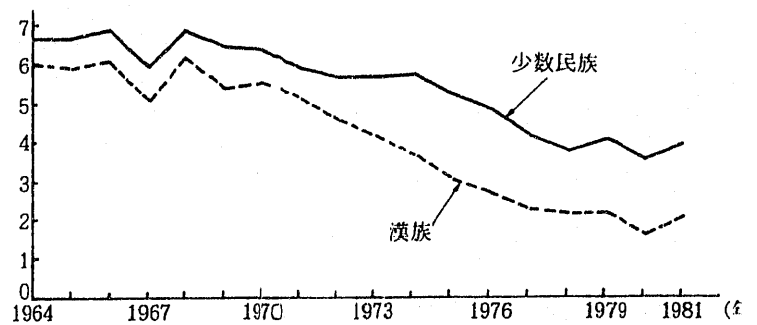
表2で1978—82年の人口数値をみると、急増が著しい民族に例えば土家(トウチャ)族がある。湖南地方に主に居住するが、湖北・四川・貴州に住むのは50年代以来、民族の回復を政治的に阻まれていたが、78年に認められ、その結果78年の77万人が82年に283万人と4倍になった。満族も社会的差別を恐れて漢族として申告していたのが申告をなおしたために、78年265万人が82年430万人へと急増した。さらには複雑な居住雑居の上、諸民族の風俗・習慣も混じりあい、ために誤った申告も多かったという。錫伯(シボ)族は満族と雑居していたため誤っ

表7 少数民族の各期別人口増加状況 (‰)

時 期	少数民族人口自然増加率平均	全国人口自然増加率平均
I. (1949 ~ 53年)	1.93	2.07
II. (1953 ~ 64年)	1.08	1.66
III. (1964 ~ 78年)	2.41	2.22
IV. (1978 ~ 80年)	5.31	1.27
V. (1978 ~ 82年)	4.71	0.80

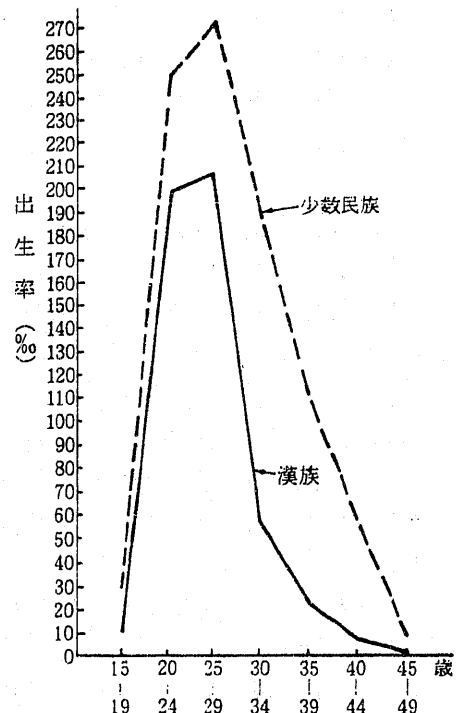
出所) 張天路『民族演変過程—影響民族人口變動的一個重要要素』『西南民族学院学報』82年第1号, 熊郁『少数民族人口的發展』『当代中国』1988.

図2 少数民族・漢族別合計特殊出生率の推移



出所) 張天路『中国少数民族の人口』遼寧人民出版社1987, P.28.

図3 少数民族・漢族別年齢階級別出生率 (1981年)



出所) 図2と同 P.35.

表8 少数民族, 漢族別女子平均初婚年齢 (1935-81年)

(歳)

年	少数民族	漢族	年	少数民族	漢族	年	少数民族	漢族	年	少数民族	漢族
1935	16.46	17.11	1950	17.63	18.50	1965	19.52	19.61	1980	21.67	23.17
1936	17.26	17.34	1951	18.39	18.59	1966	18.90	19.83	1981	21.43	22.95
1937	16.26	17.63	1952	18.76	18.69	1967	19.34	19.93	1982	20.96	22.81
1938	16.61	17.74	1953	19.33	18.92	1968	19.32	20.11			
1939	18.02	17.92	1954	19.11	18.86	1969	19.52	20.23			
1940	18.08	17.86	1955	18.96	19.01	1970	19.71	20.30			
1941	18.02	17.74	1956	18.90	19.12	1971	19.53	20.29			
1942	18.29	18.15	1957	19.07	19.21	1972	19.22	20.52			
1943	18.42	18.25	1958	19.33	19.20	1973	19.74	20.74			
1944	18.07	18.41	1959	18.65	19.19	1974	19.96	21.26			
1945	17.37	18.45	1960	18.61	19.45	1975	20.15	21.73			
1946	18.06	18.60	1961	19.49	19.57	1976	20.85	22.12			
1947	18.46	18.56	1962	19.49	19.47	1977	21.12	22.45			
1948	18.60	18.58	1963	19.72	19.62	1978	21.22	22.79			
1949	18.39	18.46	1964	18.04	19.55	1979	21.25	23.03			

出所) 張天路『中国少数民族の人口』遼寧人民出版社, 1987年4月, P.63.

て満族と申告していたものを, 人口センサスで正したために4.4万人から8.4万人に増加した。

民族識別の要点は, まず漢族か少数民族か, 次にその集団がある民族の一部なのか, それともそれだけで単一民族かの区別が難しい。雲南南部の苦聰(クッオン)族は民族学的には拉祐(ラフ)族に近いと思われるが今だに民族名の決着がついていない。湖南省の白(ペー)族は84年6月に4.5万人が認定され, 86年3月に9万人となった。

87年4月, 行政的に管轄をしている国家民族事務委員会は「55民族に限定し, 今後新しい民族は成立せず既存に近い民族に所属させる」方針であるというが, いずれにせよ, なお識別工作は流動的であるといえよう。

#### 4. 計画出産条例規定と少数民族

第七次五カ年計画の中に「少数民族の人口に関する総合研究」が重点研究項目として位置づけられ, 87年1月には総合研究準備計画会議が開催された。この場で「少数民族の人口に対する総合研究(人口, 自然環境, 経済, 歴史, 文化, 言語, 風俗習慣, 心理素質, 道徳規範, 宗教信仰など)は各民族の進歩繁栄と諸民族の団結を促進するだけでなく, 四つの近代化に有力な根拠を提供するもので, これは世界人口学の宝庫の中でも貴重な財産である」と指摘された。特に人口と経済社会発展への影響が重視されている。当面55民族中38民族=150社区(communitiy)の調査が, 北京経済学院人口経済研究所を中心としてスタート。又87年9月20-21日には敦煌にて少数民族人口シンポジウムが開催された。

それでは少数民族に対する人口政策について確認しておこう。まず1980年9月制定の婚姻法36条は, 民族自治地方への「ある程度の弾力的又は補足的規定を定めることができる」と明記した。(84年5月の「民族区域自治法」でも当該地方の実情を考慮して「計画出産の実施方法を定める」44条にある。)これに基づき法定結婚年齢を男女ともに2歳ひき上げて, 男20歳, 女18歳と補足した地方が多く, か

表9 1981年各地区少数民族の合計特殊出生率(TFR)

族 別	地 区 別	T F R	族 別	地 区 別	T F R
蒙 古 族	雲 南 省	2.56	布 依 族	雲 南 省	5.30
	青海河南蒙古族自治県	6.26		貴州册亨県	5.99
	内蒙古自治区	3.56	瑤 族	雲 南 省	6.70
回 族	雲 南 省	3.11	白 族	雲 南 省	3.16
		寧夏涇源县			
藏 族	雲 南 省	3.95	哈 尼 族	雲 南 省	5.61
	四 川 省	5.06	傣 族	雲 南 省	3.35
	青海玉樹藏族自治州	6.36	傈 僳 族	雲 南 省	5.64
壮 族	雲 南 省	5.31	佤 族	雲 南 省	5.62
		広西壮族自治区	4.57	拉 祜 族	雲 南 省
苗 族	雲 南 省	7.27	納 西 族	雲 南 省	2.98
		貴州台江県	6.63	景 頗 族	雲 南 省
布 朗 族	雲 南 省	6.38	德 昂 族	雲 南 省	5.82
阿 昌 族	雲 南 省	4.72	独 竜 族	雲 南 省	6.08
普 米 族	雲 南 省	4.71	基 諾 族	雲 南 省	2.87
怒 族	雲 南 省	5.82	維 吾 爾 族	新疆ウイグル自治区	5.47
彝 族	四 川 省	7.60	羌 族	四 川 省	5.38
	雲 南 省	4.43	朝 鮮 族	吉 林 省	1.79
水 族	貴州三都水族自治県	6.63	鄂 温 克 族	内蒙古自治区	2.89

出所) 張天路『中国少数民族的人口』遼寧人民出版社, 1987年4月, P.30.

つ一人っ子政策は対象外とされていた。

それでも82年12月の国民経済社会発展五カ年計画では、「少数民族の集居地区でも計画出産を実行し、各地区の経済・自然条件と人口状態に基づき計画出産を策定する」と明記された。例えば新疆ウイグル自治区の首都・ウルムチにおいては、ウイグル族はこの対象にひっかかることとなり、後述するような根強い抵抗を生じさせたのである。

筆者が青海省西寧に滞在中の10月1日前後、チベット自治区のラサにて生じた反乱は、世界のニュースとなったが、現在もなお少数民族問題が依然、北京政府にとって解決されていないことを広く世界に示したといえよう。それ故にも、少数民族への計画出産宣伝教育にあたり、北京政府が最も気づかっていることは、各少数民族のリーダーを説得・媒介にして普及することであり、人口抑制が自らの民族の繁栄につながるのだという自覚を侵透させることであった。直接的な工作によって生じ

表10 雲南省24民族別出生胎次と合計特殊出生率(TFR)

民族別	第一子率(%)	第二子率(%)	多子率(%)	多子出産人数(万人)	TFR	民族別	第一子率(%)	第二子率(%)	多子率(%)	多子出産人数(万人)	TFR
全国	47.25	25.60	27.15	554.76	2.61	傣	35.32	26.67	38.01	0.80	3.35
雲南省	28.32	22.24	49.44	39.88	3.79	傈 僳	21.17	18.84	59.99	1.02	5.64
漢	31.02	23.10	45.88	22.77	3.37	佤	22.64	17.84	59.52	0.68	5.62
蒙 古	34.86	34.86	30.28	0.003	2.56	拉 祜	24.25	19.01	56.74	0.75	5.60
回	31.99	22.33	45.68	0.44	3.11	納 西	35.65	29.94	34.41	0.17	2.98
藏	31.13	27.03	41.84	0.11	3.95	景 頗	24.33	18.03	57.64	0.17	4.92
苗	16.21	15.17	68.62	2.17	7.27	布 朗	22.00	16.41	61.59	0.16	6.38
彝	24.59	21.52	53.90	4.95	4.43	阿 昌	25.08	19.09	55.83	0.05	4.72
壯	33.11	20.58	60.05	1.73	5.31	普 米	20.63	19.79	59.58	0.06	4.71
布 依	23.08	21.54	55.38	0.01	5.30	怒	18.87	16.20	64.93	0.06	6.37
瑤	17.44	17.74	64.82	0.39	6.70	崩 竜	20.70	22.05	57.25	0.03	5.82
白	28.86	26.54	44.60	1.09	3.16	独 竜	19.67	12.02	68.31	0.01	6.08
哈 尼	21.19	19.25	59.56	2.21	5.61	基 諾	38.08	24.61	37.31	0.01	2.87

出所) 張建華「雲南不同民族婦女生育の差導」國務院人口普查弁公室・國家統計局人口統計司編『中国第三次人口普查資料分析』中国財政經濟出版社, PP.256-7.

る抵抗を極力さけたいという意向である。

一人っ子政策の現状について、87年10月、王連城『計画生育報社』編集長は次の様に説明してくれた。

「79年開始、80年に正式嚴重提唱化、84年に分類思想がだされて山、林、鉞区など各地方の事情にみあわせて第2子を許可するように転換、84-87年はその完成過渡期として条件整備、87年に至りそれがほぼ確定して安定政策期に入った」と。84年がメキシコ国連人口会議を前にした女子嬰兒殺しに関する国際世論への対応や、アメリカレーガン政権との対立が鮮明化する年であり、かつ国内的には農村における困難性「四二一総合症」という老親扶養や人口高齢化等の問題が噴出し、第2子出産の条件が拡大していった。

少数民族への人口政策は、1000万人以下(つまり壮族を除く)の54民族に対して、普通は2子、特例は3子を許すが4子は厳禁、というのが政策スローガンである。

少数民族地区辺境地区および一部の業種に対して、ひき続き融通性のある人口政策をとる。「例えば山間地帯の夫婦は、地方の人口政策と抵触しない限り、2人目の子を生むことが認められる。各省・市は地方の実情にもとづいて、具体的な人口政策を制定することができる。同時に各地は国によって規定された人口の指標をもたなければならない。国の指標を突破しない限り、地方政府は融通性のある計画出産政策を定めることができる」<sup>4)</sup>としている。

チベット自治区では「一二三四政策」とよばれ、漢族は1子、都市に居住する少数民族は2子、少数民族の農民は3子、少数民族の遊牧民は4子の政策である。又新疆ウイグル自治区では、原則スローガンは「都市は平均2.5人、農村は3.2人」となっているが、その実行がかなり困難な状況にあるのは後述のとおりである。

『青海省計画出産条例』86年4月17日公布を例にとってみよう。82年6月5日の『青海省計画出産条例暫定規定』から4年近くをへて次の様な変更を試み、新規定にこぎつけた。まず子供の数について

4)「中国の人口政策について」、『北京周報』, 1987年7月21日, 29号。

ての原則は以下の通り<sup>5)</sup>。

- イ) 政府機関職員・職員労働者と都市住民は1子
- ロ) 農村で実際的な困難な状況が確認される者は2子
- ハ) 農村の少数民族は3子
- ニ) 牧業区の少数民族は4子

(イ)の内第2子出産の条件については以下の8項(第4条)が関連する。

- (1) 第1子が県級以上の病院で、成長しても正常な労働力になりえない非遺伝性の身体障害者と認定されたとき。
- (2) 県級以上の病院で不妊症と認定され、合法的に養子を1人得た後妊娠したとき
- (3) 夫婦の一方が一人っ子のとき。
- (4) 夫婦の一方が二等甲級以上の身体障害者であるとき。
- (5) 夫婦の一方が華僑、あるいは帰国華僑のとき。
- (6) 夫婦の一方、あるいは双方が少数民族のとき。
- (7) 夫婦の一方が初婚で、再婚した一方に1人しか子供がないとき。
- (8) 夫婦の双方がともに再婚で、その一方が未婚産で他の一方に1人しか子供がないとき。

つまり82年暫定規定での3原則((1)(2)と再婚)に加え(3)(4)(5)(6)の4つの新条件が加わり、計8条件となる(再婚については(7)と(8)とに分けての列記となる)。

注意すべきは、農村2子策については「本省の農村の生産力の水準と自然条件、農業労働の特質から規定」「人口密度と自然資源、経済状況などにに基づき、計画的に出産を許可することができる」とする。

又「82年規定では、少数民族の計画出産について統一的・具体的規定がなく、その早急な解決が望まれていたもの」が、「本省牧業区の人口密度の低さと牧畜労働の特質等を考慮し、少数民族の遊牧民夫婦は3人の子供を生むことができるように規定した」。

この青海省に限らず「甘肅省人民政府の少数民族の計画出産に関する暫行規定(82年規定を手直し中の87年9月段階の規定)」をみても、1) 政府機関職員・職員労働者、都市の少数民族(一方が少数民族を含む)は1子(特殊条件は2子)、2) 各自治州・県農村居住の少数民族は2子を許可、3) 牧業区の少数民族は特殊情况下で批准をへれば3子を許可するが4子は厳禁、4) 甘肅省特有の東郷(トンジャン)・裕固(ユイクー)・保安(パオアン)族、および省内人口が稀薄な蒙古・撒拉(サラ)・哈薩克(カザク)等の少数民族は2子を許可。人口稀薄な辺境区・林区は3子は許可するが4子は厳禁、5) 各自治州・県内農・牧業区に居住する漢族は困難な場合は省統一規定・実際情況にあわせて2子を出産してもよいが、計画外2子や多子は厳禁という規定である。

又、1987年7月2日成立の『四川省計画出産条例』は(1984年の出生率10.83%(TFR1.361)、85年15.38%(同1.821)、86年20.52%(同2.312)と急増しつつあるが)第2子出産条件について次の様に規定している。(8—11条)

- ① 第1子が非遺伝性の身体障害者で、成長しても正常な労働力になりえないとき。
- ② 一人息子と一人娘が結婚したとき。
- ③ 農村人口に属する男が一人娘と結婚し、女の家戸籍に入っているとき。
- ④ 農村人口に属する(革命)烈士の一人っ子。
- ⑤ 農村人口に属する二等甲級以上の傷遺軍人。

5) 青海省計生育委員会翻印、『青海省計生育条例』、1986年4月。この中には、楊茂嘉「關於《青海省計生育委員会》草案」の説明や、中共青海省委、青海省人民政府〈關於進一步做好計生育工作的通知〉も含まれており、そこから引用している。

- ⑥ 農村人口に属し公傷による身体障害者で、傷遺軍人の二等甲級以上に相当するもの。
- ⑦ 農村人口に属する実の兄弟のうち、一人にしか生殖能力がないとき。
- ⑧ 農村人口に属する夫婦の一方が二代以上に亘ってみな一人っ子であるとき。
- ⑨ 盆地・山地の区県と経済建設区の市（地区）が批准した盆地内の山区郷（領域内の平地、丘陵、河谷地帯を含まず）の農村人口に属し、労働力が欠乏している一人娘の家。
- ⑩ 盆地・山地の区県の辺鄙な大山区の農村人口に属する一人っ子の家。
- ⑪ 夫婦双方がともに帰国華僑で、四川に定住しているとき。
- ⑫ 結婚後多年に亘り出産せず、法に従って養子を1人えたのち妊娠したとき、子供を1人出産することができる。
- ⑬ もとの配偶者と死別したために再婚した夫婦で、配偶者と死別した方に2人を超えない数の子供がいて、他の一方には子供がいないとき。
- ⑭ もとの配偶者と離婚したために、再婚した夫婦の一方に子供が1人しかいず、他の一方は子供が1人もいないとき。

以上の規定に該当し第2子の出産を望む時、夫婦双方が申請し県級の計画出産部門の審査をうけたのち出産計画に入れられる。間隔は4年間必要。

又「内蒙古自治区第2子出産条件」について、まず政府機関職員・職員労働者・都市住民は以下の7項。

- (1) 第1子が非遺伝性身体障害者。
- (2) 結婚後5年以上出産せず養子を得た後の妊娠。
- (3) 夫婦とも一人っ子。
- (4) 夫婦とも帰国華僑。
- (5) 砒区や井戸掘りに5年以上従事し続けている者。
- (6) 林区、伐木作業に5年以上従事し続けている者。
- (7) 再婚夫婦で子供1人しかいない。

ついで農村牧業区での第2子出産条件は、以下の8項を追加。

- (1) 夫婦の一方が一人っ子。(2) 婿入り。(3) 兄弟の内一人しか生殖能力がない。(4) 第1子が女の子。(5) 傷遺軍人。(6) 夫婦の一方が帰国華僑。(7) 辺境・山区の特殊困難な所。(8) 地方病院区で夫婦双方および第1子がみな健康という特殊困難があるとき。

以上のように、中共中央の1984年7号文件を基礎としつつ、全国省市自治区における第2子出産条件や少数民族の出産規定が明記されつつある。若干の地方の状況に応じての差異を含みつつ、整備途上にあるといえよう。

こうして1979年に出発し、9年目をむかえつつある一人っ子政策は、「安定整備期」に入りつつ、一時期急がれつつも意見の不一致で延々となっていた立法化が再び話題になりかけている。つまり82年に国家計画出産委員会は、計画出産法起草小組を設置していたが、87年3月までにこの法案の第8稿修正作業を完成。優生保護法ともあわせて検討中である。今後の動向が注目される。

## 5. 新疆ウイグル自治区・イスラム教と計画出産

新疆ウイグル自治区における人口政策のスローガンは「都市は平均2.5人、農村は3.2人」であるが、この実行はかなりの程度困難な状況にある。

思いだすに少数民族の人口政策を問題化した画期的な事件として、1985年12月12・13日、首都ウルムチでウイグル族約1万人の大デモが発生した。15日には西安市で漢族とウイグル族の争いが生じ、ウイグル族の1人が死亡、約2000人のイスラム教徒の抗議デモが発生、19日ウルムチについて22日は

天安門にてウイグル族学生300人のデモが再発生。中南海に集合し嘆願書を手渡した<sup>6)</sup>。

このことの意味することは、漢族一党・政府の指導者のウルムチ移住・支配に対する反対と、“少数民族に対する産児制限強要を徹廃せよ”の要求がかかげられていた点をみのがせない。解放後の歴史をみれば50年代半ば以降、新疆の経済開発・戦略資源開発、国境の安全保障を目的とした漢族の大量移住が、移民あるいは生産建設兵団の形で行われ、人口を膨張し続けてきた。ために新疆自治区の人口構成をみると、ウイグル族の全自治区人口に占める比率は、大幅に逆転してきた。つまりウイグル族は49年に75.9%の圧倒的多数であったのが、59年に61.3%、65年に52.1%、83年に45.5%と減少し続けてきた。他の12少数民族を加えてもどうやら6割に達するにたらない。

他自治区をみても、すでに表5で概観したように、漢族が居住適合しにくいチベット自治区を除いて、内蒙古・寧夏回族など、主要少数民族の人口比をのきなみ低下させてきている傾向にある。これでは確かに自治区としての本来の意味に疑問をもつのも必至である。

この学生デモの発生が契機となって、1986年4月には「第1回新疆少数民族計画出産工作会議」が開催されるに至った。「少数民族も人口転換がなければ民族自らの進展もない」と、経済的後進性を打破していくためにも、少数民族の計画出産は重要な国家的課題となり、七・五計画の一支柱として位置づけられた。まずその普及にあたっては、各少数民族のリーダーを媒介にして、その意義を民族自らが理解するようにとの方式をとり、国家がストレートに強行実施することによる摩擦を回避しようとする。

ここ新疆ウイグル自治区の首都・ウルムチでも「少数民族の集合地区」が故に、計画出産の対象とされ、少数民族の中の相対的な多数民族は漢族ほど厳格なものではないにしてもやはり産児制限が励行されている。その上大方において、ウイグル族はイスラム教徒であり、その教典「古蘭経」では産児制限は認められるようになっているとはいえ、なお根強い抵抗が存在していることを忘れてはならない。

新疆ウイグル自治区に住むイスラム教民族は、ウイグル・ハザク(カザク)・柯爾克孜(キルギス)・塔塔爾(タタール)・烏孜別克(ウズベク)・塔吉克(タジク)・回の7民族、非イスラム教民族は、

表11 イスラム教系民族別人口の解放後の推移

(万人、%)

	1953		1964		1982		1953~1964		1964~1982		1953~1982	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	増加率	年平均増加率	増加率	年平均増加率	増加率	年平均増加率
全 国	58,060.34	100.00	69,122.01	100.00	100,394.25	100.00	19.05	1.60	45.04	2.10	72.91	1.91
イ ス ラ ム 教	800.62	1.37	924.46	1.34	1,461.33	1.45	15.47	1.32	58.07	2.58	82.52	2.10
回 族	355.93	0.61	447.31	0.65	722.84	0.72	25.67	2.10	61.60	2.74	103.08	2.47
ウイグル(維吾爾)族	364.01	0.63	399.63	0.58	596.35	0.59	9.60	0.85	49.23	2.24	63.83	1.72
トンシャン(東郷)族	15.58	0.03	14.74	0.02	27.95	0.03	△ 5.39	△ 0.50	89.62	3.62	79.40	2.04
キルギス(柯爾克孜)族	7.09	0.01	7.02	0.01	11.34	0.01	△ 0.99	△ 0.09	61.54	2.70	59.94	1.63
サ ラ(撒拉)族	3.07	...	3.47	0.01	6.91	0.01	13.03	1.12	99.14	3.90	125.08	2.84
カザク(哈薩克)族	50.94	0.09	49.16	0.07	90.75	0.09	△ 3.49	△ 0.32	84.60	3.46	78.15	2.01
タジク(塔吉克)族	1.45	...	1.62	...	2.66	...	11.72	1.01	64.20	2.79	79.31	2.11
ウズベク(烏孜別克)族	1.36	...	0.77	...	1.22	...	△ 43.38	△ 5.04	58.44	2.69	89.71	△ 0.37
タタール(塔塔爾)族	0.69	...	0.23	...	0.41	...	△ 66.67	△ 9.50	78.26	3.32	△ 54.44	△ 1.78
パオアン(保安)族	0.50	...	0.51	...	0.90	...	2.00	0.18	76.47	3.19	80.00	2.05

出所) 各人口センサス結果

張天路「中国穆斯林人口現状」『中国人口科学』1987年2期, P.5.

6) 嘆願書には、「少数民族に対する産児制限強要をやめよ」という以外には、(1) 新疆での核実験反対、(2) 人民代表大会に少数民族の代表比率を増やせ、(3) 政治犯などを同自治区に送り労働改造することをやめよ、(4) 少数民族教育の強化、(5) 外国留学の機会を増やせ、(6) 政治的自治権を与えよ、(7) 経済政策の決定権をより多く与えよ、という内容である。

蒙古・達斡爾（ダオール）・錫伯（シボ）・満・漢の5民族である。（表11は、全中国のイスラム教人口であり、82年には1,461万人、全人口の1.45%を占める。）

異民族間の結婚＝「通婚」も増大しているとはいえ、同宗教内はたやすいが、非イスラム民族がイスラム教民族と結婚する場合は、結婚時相手と同宗教に入ることが前提なので、なかなか容易ではなくなる。

解放前の新疆における婦人の地位は低く、一夫多妻制でウイグル族の支配階級の男子は数人の妻や妾がいる。

4人を越す場合は1人を離婚させなければならない。外出時に顔にベールをしないと「阿訇」（牧師にあたる経を読む指導者）にみられればむちで打たれる。家庭内における婦人の地位は低く、夫から「塔拉克（タラク）」（ウイグル語であなたはもういない・離縁の意味）といわれれば、女は家を出ていかなければならず、この時点で婚姻は終わる。男子はいつでも妻を離縁できる特権がある。

早婚の習慣が強く「古蘭経」では女9歳、男13歳で成年とみなし、解放前は男15—16歳、女13—17歳であり、従って30歳ですでに孫がいる場合もめずらしくなかった。（表12を参照）結婚登記は、農村では一般に「阿訇」に経を読んでもらうのみで重視されない。

現在ウイグル族は都市で2子、農村で3子、牧業区でも3子、タミール地域のタジク族（人口約1万人）など特別地域では4子を特に許可している。これは84年7号文件に従い、85年3月「自治区党委13号文件」、同10月の「自治区117号文件」に従い「都市少数民族は原則は2子、一部符合にあうのは3子、農・牧業区は原則として3子、一部符合にあうのは4子」と定められたのに従う。

表13 ウルムチ市における主要民族の合計特殊出生率の推移（1950—83年）

年	全市	漢族	ウイグル族	回族	年	全市	漢族	ウイグル族	回族
1950	3.094	2.964	3.155	4.311	1967	3.774	3.633	3.923	5.281
1951	2.649	2.905	2.287	4.036	1968	4.506	4.271	5.365	5.707
1952	3.523	3.317	3.718	5.212	1969	4.332	4.051	5.126	5.747
1953	3.810	3.684	3.816	5.576	1970	4.314	4.106	4.926	5.408
1954	4.451	4.450	3.819	5.582	1971	4.006	3.829	4.305	4.945
1955	4.056	3.904	3.958	5.711	1972	4.113	3.900	4.860	5.478
1956	4.891	4.754	4.956	6.325	1973	4.038	3.845	4.716	5.247
1957	4.715	4.563	4.423	6.974	1974	3.551	3.272	4.117	4.589
1958	4.581	4.390	4.895	5.974	1975	2.768	2.749	4.062	4.184
1959	3.963	3.753	4.601	5.214	1976	2.553	2.363	3.256	3.656
1960	3.998	3.832	3.855	5.921	1977	2.069	1.838	3.082	3.260
1961	3.450	3.322	3.983	4.522	1978	1.690	1.463	2.903	2.359
1962	4.786	4.570	5.565	6.356	1979	1.618	1.316	3.017	2.859
1963	5.207	5.027	5.305	7.523	1980	1.413	1.148	2.477	2.599
1964	4.825	4.500	5.320	7.328	1981	1.612	1.335	2.745	2.527
1965	4.195	3.871	5.445	5.821	1982	1.597	1.356	2.581	2.657
1966	3.899	3.653	4.985	5.315	1983	1.509	1.304	2.557	2.401

出所) 烏魯木齊市「各民族婦女婚姻・生育状況簡析」『少数民族人口』1987年1期, P. 22.

表12 新疆自治区におけるウルムチ市と農村（墨玉県）別ウイグル族女子の平均初婚年齢

	(歳)	
	ウルムチ市	墨玉県
1945年	15.1	14.4
1955年	16.7	14.6
1965年	19.5	14.9
1975年	19.8	15.4
1984年	22.3	17.0

出所) 中国人口情報中心『人口動態』1986年1期, 表8と同, P. 54.



表14 ウルムチ市における各民族別出生比率（1983年）

民 族	(%)				
	第一子	第二子	第三子	第四子	第五子以上
全 市	73.25	13.58	5.09	3.19	4.89
漢 族	94.53	4.80	0.56	0.11	
ウイグル族	34.85	28.99	11.40	10.10	14.66
回 族	46.29	25.33	13.53	4.37	10.48
哈薩克族	34.62	23.08	11.53	19.23	11.53

出所) 1984年『烏魯木齊市10%人口生育率抽樣調査』, 同前表, P. 24.

新疆の自然条件は、全地区の4割がタミール盆地、2割がゴビ砂漠であわせて6割、他に高原山区で人間の居住可能地域のオアシスは全体の5%程度にすぎず、これ以上の盲目的人口流入は困難に近い。ウルムチ市計画出産委員会の資料によると表13・14でみるように漢族、ウイグル族、回族の間にかなり大きな出生率の差異がみられるが、1983年時点で漢族の約2倍というTFRにおけるウイグル族の高さが示される。新疆ウイグル自治区は「少数民族計画出産暫定規定」を制定し、88年7月1日から都市部で2子、農村部で3子に制限を実施するという。

#### 6. チベット族・ラマ教と婚姻習俗・人口

チベット自治区における藏族の人口は波乱にとみ、戦乱により大きく増減してきた歴史である。藏族は8世紀500—600万人いたのが100年後の1953年に279万人、1959年（人口100万人）の動乱では死者10万人、亡命者8万人ともいわれているが、その後の人口は急増し、82年人口センサスによる自治区全人口は189.2万人（内藏族178.65万人）に達している。53—64年は127.4万から125.1万人へと絶対減。64—82年は18年間に年平均2.3%（全国平均2.1%）と高い増加率を示した。

1959年の民主改革以前の旧チベットは、長いこと封建的農奴社会にあり、人口5%しか占めていない三大領主（貴族、寺院、旧地方政府）がチベットの全耕地・全領土を占有するのみではなく、農奴、奴隷の人身まで占有し、生殺与奪の権利を握っていた<sup>7)</sup>。

又別々に領主に属する男女が結婚するには、各領主に申出、どちらに住むかによってそれにみあう労働力—若い娘がとつぐ時は老婆との交換に馬を追加し補って交換するという様に奴隷の地位はかなり低かった。

チベット自治区は、1982年5月18日「チベット自治区計画出産暫行条例草案」を、さらには86年に全自治区の「計画出産暫定規定」を実施した。それによると、

7) チベット族の封建農奴制よりもさらに後れていたのが、解放前に四川・雲南両省の境界の涼山にすむ彝族の奴隷制である。この地区には人口100万人。奴隷主による生産手段と生産者（奴隷）占有を基礎とする社会制度である。涼山彝族の厳格な4等級—黒彝、曲諾（チュヌオ）、阿加（アチャ）、呷西（カーシ）があり、黒彝は世襲の奴隷主統治階級で人口の7%を占め、涼山地区の土地はすべて彼らのものであった。奴隷は売買のみならず殺すこともできた。呷西は奴隷中の最下層民であり、奴隷主のかまど近くに寝起きする家庭用奴隷で、結婚しない一生独身の男女たちである。1日中奴隷主のために労働し逃亡を防ぐため、夜間寝るまえに数キロもある重い木靴をはかせられるか鉄のくさりにつながれる。年をとって労働力を失った時には深い谷に投げこまれるか、野外の深い穴に石をつめて生き埋めにされる。大小涼山彝族の奴隷制は1950年に解放された。又解放前、原始共産主義制度の残滓を保った一部少数民族がいたが、雲南辺境地区に分布する独竜、怒、佤、傣、布朗、景頗と黒龍江一帯の鄂倫春、鄂温克、赫哲の各民族、および広東省海南島の黎族である。費孝通、「中国少数民族の社会改革について」、『アジア クォーターリー』, 11, 1976. 6, 江頭数馬訳より。

涼山については、曾昭掄『中国大凉山イ族区横断記』, 1945, 1982年築地書院より訳本出版を参照。

- (1) 自治区内のチベットなどの少数民族の幹部と労働者・職員の家庭は、2人目を生むことができる。
- (2) 特殊な場合は3子目もよい。
- (3) 農村、牧畜区と辺境地区では、計画出産は実施されないが、大衆に対しては計画出産の意義と婦人・幼児の衛生、科学知識の宣伝教育を進め、新しい助産法を普及し、計画的・合理的に出産と優生・優育を提唱している。既述したように、張天路によれば「一二三四政策」であり、牧業区チベット族は4子を認められている。

チベット自治区の一人っ子政策は蔵族の幹部と職員・労働者に限られる。広範な農民と牧畜民には提唱されないどころか逆に彼らの出生率を高めるために、母子保健に積極的にとりくみ、新しい方法による出産を普及させ、病院での出産を提唱し、科学的育児と優生・優育の知識を広めている。この結果、乳児死亡率・妊娠婦死亡率の低下が指摘できる。(全中国の乳児死亡率は3.4%まで低下しているが、青海省玉樹蔵族では11.62%、同河南蒙古族自治県は14.6%となお高い。)

1959年の民主改革後、チベット族の特異な婚姻形式である一妻多夫や一夫多妻の存在する客観的根拠は消滅した。1981年5月に婚姻法の自治区特別条例が採択され、一夫一妻を規定し、封建的婚姻関係を禁止した。だが「歴史的原因により、チベット自治区の各民族の中には一夫多妻、あるいは一妻多夫の婚姻をしているものが少なからずいる。この歴史が残した特殊事情にかんがみ、婚姻法と同条例の実施以前に形成されたこの種の婚姻関係については、男女双方が自由意志で婚姻関係の解除を申し出ないかぎり、その継続を認める」<sup>8)</sup>と規定される。

民主改革前のチベット自治区で、一妻多夫と一夫多妻の比率をあわせて1割弱とみてよく、一部地方における30%（一妻多夫24%、一夫多妻5%）を強調するのは大げさだと、王輔仁は筆者に強調した。青海玉樹地区では、解放前一夫一妻婚67.7%、多妻婚6.3%、多夫婚10.5%、無定配偶出産者5.3%という数値がある。

「一妻多夫制度」は中間階級以上の貴族（莊園主）の家などにみられ、政治的・経済的位置の低下・財産分散を防ぐためであり、子供は兄弟の共有となる。この“兄弟一妻婚”は、兄弟で妻を共有する婚姻形態で、長兄が結婚すると彼の弟・妻の共有のつれあいとなる。(1) 兄弟でもらう、2) 他人同志が相談してもらおう。3) 最初は一夫一妻であったがその妻君の力が強くて他の男をつれてきて自分の古い夫の承諾をえるという形もあるという。)

他方「一夫多妻制度」は牧畜地域のリーダー（部落酋長）が、他の集落・部族との関係を強化するために、他集落のリーダーの娘を妻にむかえる。数人の妻は地位は対等であり、漢族における本妻と妾との関係とは全く異なる。

蔵族の出生率・自然増加率が他の少数民族と比して低い要因は、いまだ出産していない「不育率」が高いのみではなく、保健衛生状況の悪さによる乳児死亡率が高いこと、栄養不足、重労働による流産の多いこと、出産時仏壇のおかれている家の主室では出産が許されない習慣があり、馬小屋など悪条件の寒い外気にふれる場所での出産し、ために妊娠婦死亡や死産が高い結果を生じたといわれる。

又性の自由が故に、“性病”の広がりやひどく、そのために出産できない女子も多かったという要因もあるが、解放後は治療、家族関係の安定により「不育率」は少なくなってきたともいわれる。離婚すると男児は父親と女兒は母親と生活するようになる。後者では母親と娘は共に新しい夫の妻になるのであり、このことを「母女共夫」という。妻の最初の夫が娘を残して死亡した場合、この母は家をささえてくれる自分よりも若い夫と再婚し、娘は成人に達するとこの義理の父と結婚した。

漢族の母親がチベットで出産すると、1年程すると子供の心臓が拡大して死亡するケースが多くみられる。だが父親が漢族で母親が蔵族ならそういうことはなく、つまり母体が重要なのである。従っ

8) 「チベットにおける婚姻法」、『北京周報』, No.20, 1981年5月19日, 張天路「チベット自治区の人口増加と変化」, 『北京周報』, No.33, 1987. 8. 18.

て漢族の女子は出産時には必ず内地・低地におりて産むという習慣がある。

蔵族の初婚年齢は漢族より高く24歳、未婚率が高いのみでなく50歳以上の「不婚率」生涯未婚率が高い。これはチベット仏教、いわゆる12世紀に生まれ最も勢力を保持する派の黄教＝ラマ教の影響による。教則により生涯結婚が許されていないからである。（一般的に性に対してはかなり大らかであるといわれるが、ラマ僧内部の階級的規律も厳しく、僧の地位によっても差異が大きいという。）

王輔仁によると、1737年の黄教僧人は316,230人いたが、1959年の民主改革前、チベット僧人（大

表15 青蔵高原各民族地区女子の未婚・離婚状況（1982年）

地 区	未 婚・ 離 婚 状 況	(%)						
		15-19歳	20-24歳	25-29歳	30-34歳	40-49歳	50-59歳	60歳以上
青海玉樹蔵族自治州	未 婚 離 婚	91.80 0.33	50.08 1.97	23.62 2.94	18.14 3.11	19.14 3.35	20.18 4.04	20.77 3.68
青海河南蒙古族自治県	未 婚 離 婚	82.14 0.62	34.95 4.44	10.76 6.12	10.62 4.64	9.54 5.14	12.68 5.27	16.93 7.67
青海化隆回族自治県	未 婚 離 婚	69.28 1.65	10.60 4.72	1.59 3.04	1.45 1.96	2.21 1.70	2.93 2.47	3.94 2.26
青海楽都県（漢族）	未 婚 離 婚	87.21 0.08	23.73 0.41	1.93 0.67	0.48 0.32	0.39 0.35	0.38 0.31	0.43 0.39
青海循化撒拉族自治県	未 婚 離 婚	64.50 1.31	12.24 4.41	2.93 3.73	2.27 2.23	2.76 2.87	5.83 3.19	5.93 2.89
青海互助土族自治県	未 婚 離 婚	82.16 0.11	11.98 0.71	1.18 0.51	0.70 0.35	0.51 0.32	0.61 0.56	0.53 0.45
四川徳格県（蔵族）	未 婚 離 婚	95.45 0.08	65.79 2.31	39.68 3.40	25.50 4.37	21.45 4.93	21.86 0.38	22.65 3.66
四川石渠県（蔵族）	未 婚 離 婚	92.25 0.25	53.94 1.76	29.11 3.06	18.88 2.72	17.39 3.12	19.60 6.03	23.48 3.89
四川阿坝県（蔵族）	未 婚 離 婚	86.58 0.21	32.56 3.49	11.72 3.12	9.20 5.03	10.36 5.90	14.50 4.35	10.95 3.13
四川茂汶羌族自治県	未 婚 離 婚	95.75 -	35.20 0.21	2.82 0.64	0.76 0.63	0.23 0.40	0.25 0.58	0.50 0.21
甘肅瑪曲県（蔵族）	未 婚 離 婚	77.58 1.29	31.27 2.77	12.44 3.62	11.06 2.85	19.35 5.80	22.17 7.35	22.64 3.63
甘肅碌曲県（蔵族）	未 婚 離 婚	71.96 2.54	30.77 5.31	8.13 6.93	7.17 7.03	9.18 8.06	6.98 9.97	11.04 7.48

出所) 張天路『中国青蔵高原各民族人口状況分析』（タイプ印刷）1987, P. 11.

表16 青藏高原各民族女子出生率（1981年）

（人，%）

民族地区		15-49歳 出生適齢女子 TFR	終身生育率（完結出生率）			不育率（未出産率）		
			50-54歳	55-59歳	60-64歳	40-49歳	50-59歳	60-64歳
青海省	全省	3.87	6.18	5.79	5.53	3.11	6.70	9.50
	玉树藏族自治州	6.36	4.07	3.60	3.55	8.52	15.53	19.18
	河南蒙古族自治县	6.26	5.13	3.82	3.95	10.83	16.81	15.71
	化隆回族自治县	6.35	6.56	5.90	5.62	3.59	6.00	8.98
	循化撒拉族自治县	6.60	5.60	4.78	4.55	5.37	11.58	16.53
	乐都县(汉族)	3.55	7.25	6.98	6.91	1.99	3.55	3.52
	互助土族自治县	4.96	7.26	7.38	6.81	2.13	3.42	4.58
	達日县(藏族)	6.88	4.02	3.63	3.44	11.78	19.49	22.49
四川省	甘孜藏族自治州	4.63	4.38	4.04	4.01	8.55	12.72	14.51
	德格县(藏族)	5.28	3.83	3.46	3.19	8.75	12.29	17.15
	石渠县(藏族)	6.24	4.07	3.48	3.40	9.15	14.10	17.42
	阿坝藏族自治州	4.42	5.07	4.97	4.85	5.08	9.70	10.99
	阿坝县(藏族)	5.51	3.00	2.84	2.70	13.59	21.49	23.34
	茂汶羌族自治县	5.37	6.44	6.32	6.08	1.79	2.86	4.03
チベット自治区	拉萨市城关区	4.95	4.20		3.67	-	-	-
	乃东区	4.51	4.86		3.58	-	-	-
甘肃省	瑪曲县(藏族)	5.69	3.89	2.78	3.13	13.02	20.53	23.22
	碌曲县(藏族)	5.77	3.89	3.59	3.69	16.60	26.83	28.44

出所) 表15と同じ, P. 14.

部分は黄教)は12万人、200年間に大量に減少した。この期のチベット自治区の全人口は約120万人であるからラマ僧は総人口の約10%を占めていたといえよう<sup>9)</sup>。

もっとも解放後、宗教の自由化により俗人化し結婚した僧も多いというが、それでも今日複数の男子がいれば1人はラマ寺におくことを名誉と考えるのが一般的である。

藏族には苗字というものがなく(多くの少数民族も同様)、家を継承するという観念がない。従って非婚出産率や離婚率の高さが顕著であり、婚姻は必ずしも漢族のように固定的なものではない。

同じくラマ教を信ずる青海省に居住する土族の婚姻形式の一つとして「戴天頭」といわれる習慣がある。これは女子15歳になると髪型もかわり、男子との同居が許される。男子は定まった一人には限らず、子供が生まれても子供は母親と共に暮す方式がなお一部には今日にも残されている。これは男子がラマ僧となり出家する故に性比のアンバランスが生ずることに起因している。つまり女子は2-3人の私生児をもうけ、女子の側が一般に養育の責任を負っていた。ラマ僧が結婚を認められない上に、一夫多妻制度の広がりによって女子人口数が過剰になり、片親の家族が生まれる結果となった。又ラマ僧の俗世界での性の交わりにより誕生した子供は、仏の子として大切にされるという風習も残存しているという。

表15・16は青藏高原に位置する少数民族の未婚率・不育率の高さを示すが、これらの数値の解明については、むしろこれからといってよいであろう。このように82年人口センサスの結果、地域別・民

9) 王輔仁、「関于西藏黄教寺院集团的幾個問題」, 中央民族学院民族研究所, 『民族研究論文集』, 第1集, 1981, p.436.

族別集計までおりた人口社会学的分析の光がようやくあてられかけているというのが現状であろう。

人口を婚姻・家族の習俗慣行からアプローチしようとした時、中国の少数民族を一律に論じることはもちろん危険であるが、四川民族研究所の王端玉女史が、以下の二つに婚姻構造を分類したことは一つのヒントになる。

その第1は納西（ナーシ）族（雲南に94.4%居住）に代表され「未婚率低、異性の友をもつ率が高く離婚率も低い」早婚＝母系社会であり、女が自分の部屋をもち男の方が自由に女の方にかよう。同居をたとえても婚姻関係を強く結んでいるのではなく、いやになったら他の男性にかわる。近年一諸に経済生活を行うようになり男女の結びつきは固定化してきたが、男の方がかよう形は依然残っている。彝（イ）族の再婚についていえば、異性の友をもつことは多く、漢族の様に蔑視されることはない。夫の死後、優先的に亡夫の兄弟あるいは父親（しゅうと）との再婚も強制されることもあり、重婚もありうる。

人口資質の向上に不利な点として近親結婚が多く、他民族と、ないしは社会階級の異なる間の結婚は禁忌されていることである。例えば彝（イ）族は解放前、諾合・曲諾・阿加・碑西の4階級（諾合のみ支配階級）があり、解放後階級はなくなり奴隷制もなくなったが、依然習慣的血縁の観念は残されているため近親婚が多い。

婚姻構造の第2の類型の代表は蔵族である<sup>10)</sup>。未婚率高く（50歳以上の）不婚率も高く、異性の友をもつ比率が低く、離婚率も高い。女子初婚年齢は漢族より高く24歳（ラサでは78年25.5歳、82年23.8歳、83年23.3歳、84年23.1歳）。結婚せずに生む非婚出産率が高い。これは一部にラマ教による影響であり、チベット族の出生率の低さは、この不婚率の高さに無縁ではない。3人の男児がいれば1人をラマ寺におくことを名誉なこととして、なお習俗化している。

## 7. 蘭州大学西北人口研究所と農民移住政策

1980年に設立された西北開発と西北少数民族問題を主要研究課題としている蘭州大学西北人口研究所（蘇潤余所長、所員20人）は、国家からの任務をうけて、大がかりな人口移住計画を黄河の灌漑工事と平行させつつ実施中であつた。東部から西部への移住はかねてからの国家的課題であるが、西北建設に伴う労働力容量調査と水という自然環境の厳しさがたちはだかる限界指標となる。つまり人口収容力の限度は水量によって決まる。

黄土高原総合開発は甘肅・青海・内蒙古・寧夏・山西・河南・陝西の7省にまたぐ。黄河ぞいに人口の70%が居住するが水土流失がひどく、地方病も発生して人口収容力が低い。重化学工学基地の建設、敦煌の近くの河西に3万人余の人口移動をさせた、その移動の鉄則は「有水走水路、無水走旱路、水旱不通別找出路」。つまり水があれば農耕を、なければ畑作を、それでもできなければ人口移動し別の路を求める。黄河の水をひいた大農業基地を開発する一方、移動した人口の生活水準は向上している。

1983年にはじめられた農民移動政策は、生活環境の厳しい山間部農民を新しく開発したかんがい区に移住させる政策で、85年10月頃までに甘肅5万人、寧夏8万人、計13万人が移住、今後も甘肅55万人、寧夏12万人の計画を進行中。自分の意志で移住することを原則とし、移住者は原籍地の家屋、土地の留保が認められ、財政補助も支給される。新しいかんがい区に指定されたのは黄河流域で自然条件もよく、水利施設が完成して導水が可能となった地区である。

10) 王瑞玉、「四川省各民族的婚姻状況及其对人口的影响」、『人口研究』、86年5期。

四川省微視人口数でみると、蔵族の50—59歳の未婚率は男16.72%、女14.87%であり、漢族の各2.54%、0.36%と著しく異なる。許改玲、『四川人口性別与年齢構成』、四川省社会科学院出版社、1986. 12. も参照。又、李世義、「いまも残る母系社会—雲南摩梭人の村落」、『人民中国』、1982年4月号では、妻問い婚、群婚制についての指摘がある。

1988年1月21日に採択された「中華人民共和国国水法」第23条は、「国が水施設をつくり住民移転を必要とする時には、地方人民政府が移転住民の生活及び生産の手配をする。移転に必要な経費は、土木建設の資金計画に入れる。又建設段階で計画に従って移転を完了するものとする」と規定する。

西部地区の経済発展の中でさしせまった課題は、砂漠化の進行をいかにくいとめるかであり、植樹種草で生態系のバランスを保つことが重要である。

費孝通は「以東支西、以西資東、互惠互利共同繁栄」と東西の格差を互いに補いあつての共同繁栄を説いている。費孝通が注目した一つに、中間農業区と青藏高原の中間地帯は歴史的に「茶と馬の交換市」の商業ルートであったということである。東西交流の実行、毎年10万人余の農民（回族が多い）が商売をしている。青藏高原の経済放射基地となりえるとし、青海省海東地区と甘肅省臨夏回族自治区は、少数民族地区で初めての二つの省にまたがる自発的なゆるやかな形態の協力区「臨夏海東民族経済協力区」を、87年8月19日に設立、協議書を調印した。甘肅・寧夏・青海の回族は商売が上手であるから、青年をチベットに強要移住させるのではなく、チベットとの商品流通を進め、国内のシルクロード・商業ルートを自然的に上手につくれないものかというのが費孝通の着想である。

これまた中国人口問題をめぐる新しい課題として前面化しつつある<sup>11)</sup>。

---

11) 別途 旅行記として記した拙稿「中国の少数民族人口問題を探る旅」④⑤、広領域研究会『広領域教育』、No.31、1988年4月、No.32、7月（近刊）をあわせ参照されたい。

## Preface to the Population Problems of Minority Groups in China

Keiko WAKABAYASHI

The population of minority groups in China is totally 67,233,300 by the census of '82. This is about 6.7% of the whole population of China. These minority groups are composed of 55 identified distinct groups and un-identified 879,201 non-Han people.

The presence of minority groups is very important in terms of political and economical integration of China, as well as of military purposes, though the population itself is a very small portion of the whole. Because most of these minority groups live near the national borders and in the area of mining resources.

It is very important to note that their population has been increasing since 1978. There are two significant factors for the population increase of minority groups : natural and non-natural. In accordance with the first factor, family planning has been not very strict for the minority. In fact, "one couple one child" policy is not applied to the minority groups. Moreover, economics in minority group area has been improved so that infant death rates has decreased dramatically. With respect to the second factor, non-natural increase of the population of the minority. Since 1978, minority groups have been treated warmly by the governmental policy like affirmative action for blacks in the United States. This policy is very advantageous in terms of school entrance, job-finding, child delivery, and promotion to party leaders. Thus, many hidden minority started registering as actual minority. Moreover, children between the minority and Han-Chinese started to use the name of minority groups.

The minority groups study including their kindship and customs has become very important national issue in order for smooth modernization. This paper is an introduction to the study of population problem of minority groups in China.